



小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域 における 成年後見制度利用促進計画について



1 計画策定の背景

- 現在の成年後見制度は、平成11年の民法の一部改正により、従来の禁治産者制度が見直され、平成12年から運用されています。
- 利用が進まないため、平成28年には、成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が成立、施行されました。
- この法律は、基本理念等など枠組みだけを定めた法律であり、具体的な施策については、成年後見制度利用促進基本計画に委ねられている。



2 計画の位置づけ

- 成年後見制度利用促進法第23条
(市町村の講ずる措置)

第二十三条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 略



3 当策定委員会の位置づけ

- 小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域においては、共同設置した尾張北部権利擁護支援センターを中核機関として位置づけるなど、今後の成年後見制度利用促進においても、共同して取り組むこととしています。
- そのため、それぞれの市町が策定する計画に盛り込むべき事項について共通理解が必要となりますので、その内容を当策定委員会において「計画案」として取り纏めます。
- 構成4市町は、本策定委員会が策定した計画案を元に、それぞれの市町の計画を定めることとなります。



4 介護保険と成年後見制度は車の両輪

いずれも、平成12年（2000年）に導入された制度。車の両輪と言われた。

介護保険制度

福祉サービスを
契約で買う仕組みに変更

（平成17年から障害者福祉サービスも同様に契約
制度に変わった）

全国で
約650万人
が利用



成年後見制度

認知症の人など
判断能力が十分でない人も
契約で福祉サービスが受けられる
ように代理人をつける仕組み

全国で
約23万人
が利用



認知症の方は、2012年462万人（高齢者人口の15%）、2025年700万人（同20%）と推計されている。

成年後見制度の利用が進んでいない。



5 成年後見制度利用促進基本計画

(1) 今後の施策の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
- ② 自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。

(2) 今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直す。

(3) 施策の進捗状況の把握・評価等

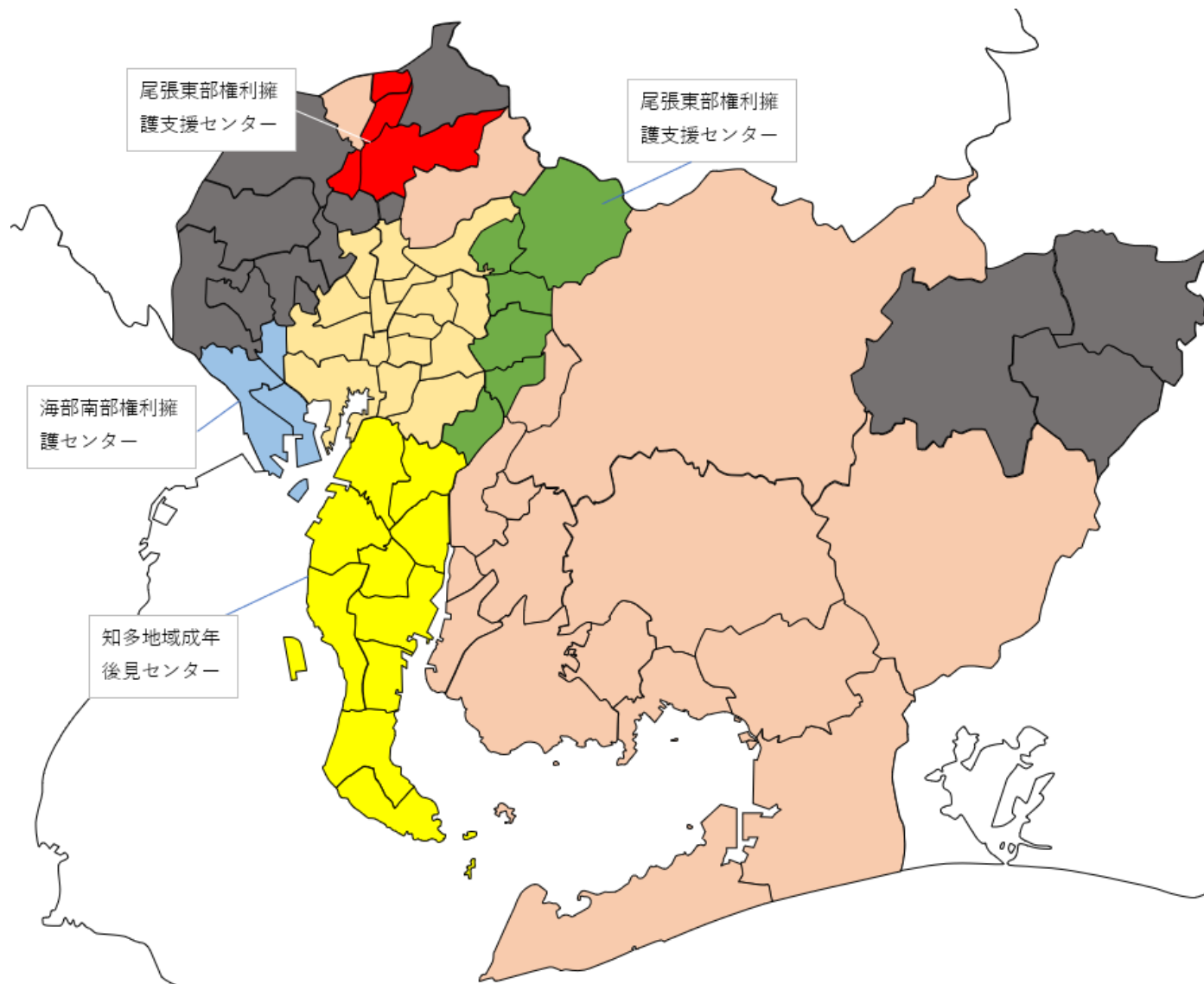
基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

出所：国資料「成年後見制度基本計画のポイント」<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000307508.pdf>

6 愛知県内の状況



尾張北部権利擁護支援センター
尾張中部権利擁護支援センター
尾張南部権利擁護支援センター
海部権利擁護センター
知多地域成年後見センター





7 「尾張北部」地域の現況

	小牧市	岩倉市	大口町	扶桑町	合計
人口	152,842	48,045	24,203	34,852	259,942
・高齢者人口	37,504	12,142	5,518	9,192	64,356
①推定認知症者	5,626	1,821	827	1,379	9,653
②知的障害者	1,170	331	156	219	1,876
③精神障害者	1,262	405	187	311	2,165
(①②③合計)	8,057	2,557	1,170	1,909	13,693
人口の1%	1,528	480	242	349	2,599

※令和2年4月1日現在

※推定認知症者数は、高齢者人口の1.5%

※新井誠(2017)によれば、「国際的スタンダードでは最少でも総人口の1%が潜在的利用者」である。

新井誠「成年後見制度利用促進法の施行と成年後見制度の展望」障害法第1号,2017,P52



8 成年後見制度利用状況

	小牧市	岩倉市	大口町	扶桑町	合計
後見類型	108	36	18	31	193
保佐類型	14	7	3	4	28
補助類型	3	2	2	5	12
合計A	125	45	23	40	233
人口1%B	1,528	480	242	349	2,599
差引 (B-A)	1,403	435	219	309	2,366
充足率 (B/A)	8.2%	9.3%	9.5%	11.5%	9.0%

※令和元年10月15日市町村向け成年後見制度利用促進会議（愛知県、愛知県弁護士会、愛知県司法書士会、愛知県社会福祉士会主催）において配付された名古屋家庭裁判所作成資料から抜粋。

9 今後のスケジュール（予定）



尾張北部権利擁護支援センター
権利を守り、自分らしい暮らしを地域で実現

予定	内容
令和2年11月	アンケート発送
令和2年12月	アンケート回収
令和3年1月	アンケート集計作業
令和3年2月	アンケート報告書作成作業
令和3年3月	アンケート報告書委員送付
令和3年5月	令和3年度第1回策定委員会（アンケート・ヒアリング結果報告、意見交換）
令和3年7月	第2回策定委員会（素々案の提示：基本的な考え方、目次、骨格、意見交換）
令和3年9月	第3回策定委員会（素案の提示、意見交換）
令和3年12月	第4回策定委員会（パブコメ案提示）
令和4年2月	第5回策定委員会（最終案確定）
令和4年3月	計画書の送付